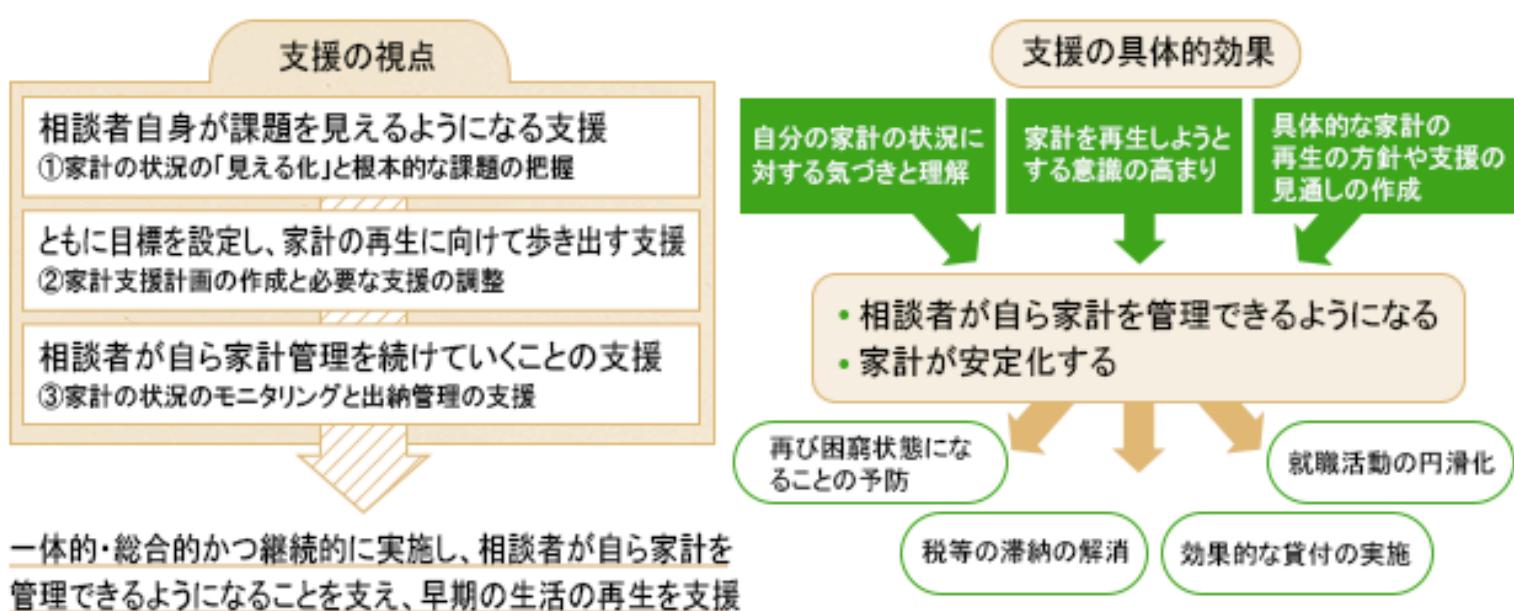


事業の概要

- ・福祉事務所を設置する県又は市は、家計相談支援事業を任意で実施。家計相談支援事業は、家計表等を活用し、家計収支等に関する課題の評価・分析（アセスメント）し、相談者の状況に応じた支援プランを作成。
具体的な支援業務として、
 - ①家計管理に関する支援（家計表等の作成支援、出納管理等の支援）
 - ②滞納（家賃、税金、公共料金等）の解消や各種給付制度等の利用に向けた支援
 - ③債務整理に関する支援（多重債務者相談窓口との連携等）
 - ④貸付のあっせん 等を行う。



家計相談支援事業実施団体一覧

準備中